

「なお、近年の厳しい雇用情勢等を反映して、若年層の無業者やいわゆるフリーターの増加が問題となっている。このような状況は、若年者本人のキャリア形成の支障となるだけでなく、我が国全体の経済的基盤にも中長期的に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、高等教育においても、初等中等教育や職業能力開発等にかかる諸施策と効果的に連携しつつ、インセンティブの推進や職業意識・能力の形成支援等を通じて、若年者の職業自立に寄与していく必要がある。」

7. 知的財産本部への意見

「知的財産推進計画2004」の見直しに関する意見募集に対して、協会としても提言した。強調した点は、知的財産の対象が学術研究に限定されており、情報通信教育機関でのe-ラーニングなどのコンテンツが創造、蓄積、活用される傾向にあることから、教育機関での知的財産活用の取り組みを推進する必要があるとした。そのために、コンテンツ流通のためのデータベース化とポータルサイト構築、著作権帰属の規程の整備、コンテンツの質保証対策、社会支援によるコンテンツの充実、産学官連携による共生支援システムの構築を提言した。

知的財産推進計画2004の見直しに関する意見

1. 知的財産の対象に「教育」を加える

推進計画では、学術研究に伴う知的財産が対象とされているが、今後は情報通信技術を用いた教育コンテンツ、例えば、e-ラーニングなどの電子教材が、教育機関および関係機関を中心に創造、蓄積、活用される傾向にあることに鑑み、教育機関での知的財産活用の取り組みを推進する必要がある。

2. 教育コンテンツ流通のためのデータベース化とポータルサイトの構築
教育コンテンツの著作権等権利の帰属を明確化し、データベース化することで、大学としての知的財産が一元管理され、他大学、企業等への利用情報の提供が可能となる。また、各大学作成の教育コンテンツを分野別、用途別に大学関係団体（社団法人私立大学情報教育協会）のポータルサイトに掲載することにより、有償・無償などによるマネージメントの拡大が期待できる。

3. 権利帰属に関する規程整備の促進

権利帰属について大学、教職員、学生等関係者の理解を統一するため、大学は学内に関係組織を設置し、著作権法に沿って権利帰属の判断指標を学内

規程として整備できるように、国または関係機関において標準的な指標作りが望まれる。

4. 教育コンテンツの質保証のための対策

国内はもとより国外、とりわけアジアの国々へのコンテンツ配信に向け、教育の分野別にコンテンツの通用性・共通性を点検・評価する大学を中心とした（社会の参加含める）コンソーシアムの構築が必要とされる。教育改善のIT化に主導的役割を果たしてきている大学関係団体（社団法人私立大学情報教育協会）を中心に推進することが望まれる。

5. 社会の支援による教育コンテンツの整備

企業等の第一線で活躍する専門家から現場情報・体験情報、経営感覚、実務技能など、大学教育で得られないコンテンツを情報通信技術を通して提供を支援する。これにより、理論と実際をマッチングし、現実感覚をもたらす教育が可能となる。多くの大学でニーズが高いコンテンツは、有償でマネージメントすることも可能で、かつ企業のイメージを高める点で有益なビジネスになることも考えられる。

6. 産学官連携による共生の支援システムの構築

大学の要望と企業の支援を仲介するため、いわゆる教育の産学官の連携が必要で、文部科学省、経済産業省はじめとする政府関係機関の協力を得て、社会と大学がそれぞれ保有している知的財産を相互に活用できるよう仲介、調整を行う実施機関を設けて、日本国としての「共生の支援システム」を構築することが望まれる。その一端を実施する機関として社団法人私立大学情報教育協会の活動は期待できる。